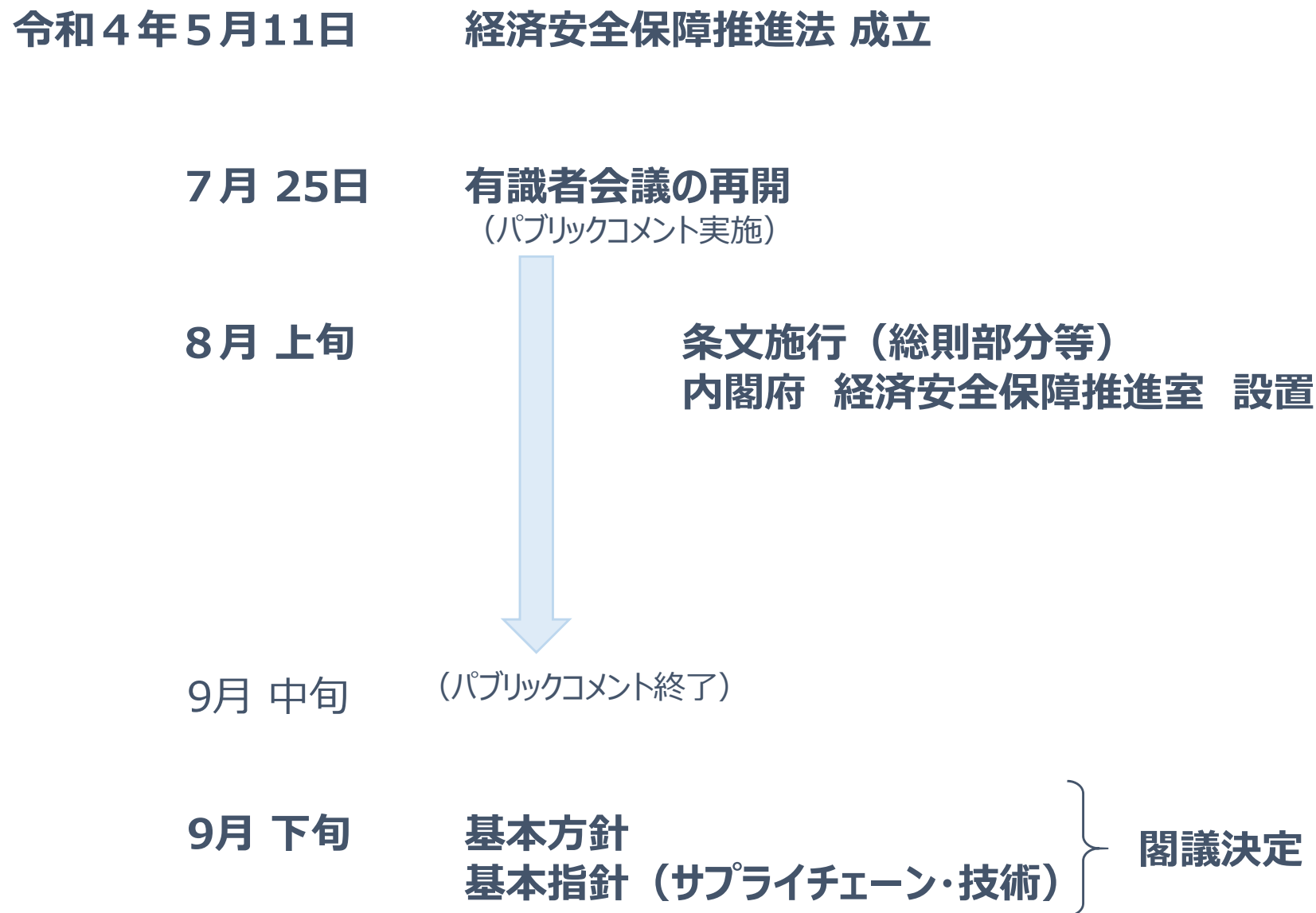


ご説明資料

内閣官房 経済安全保障法制準備室

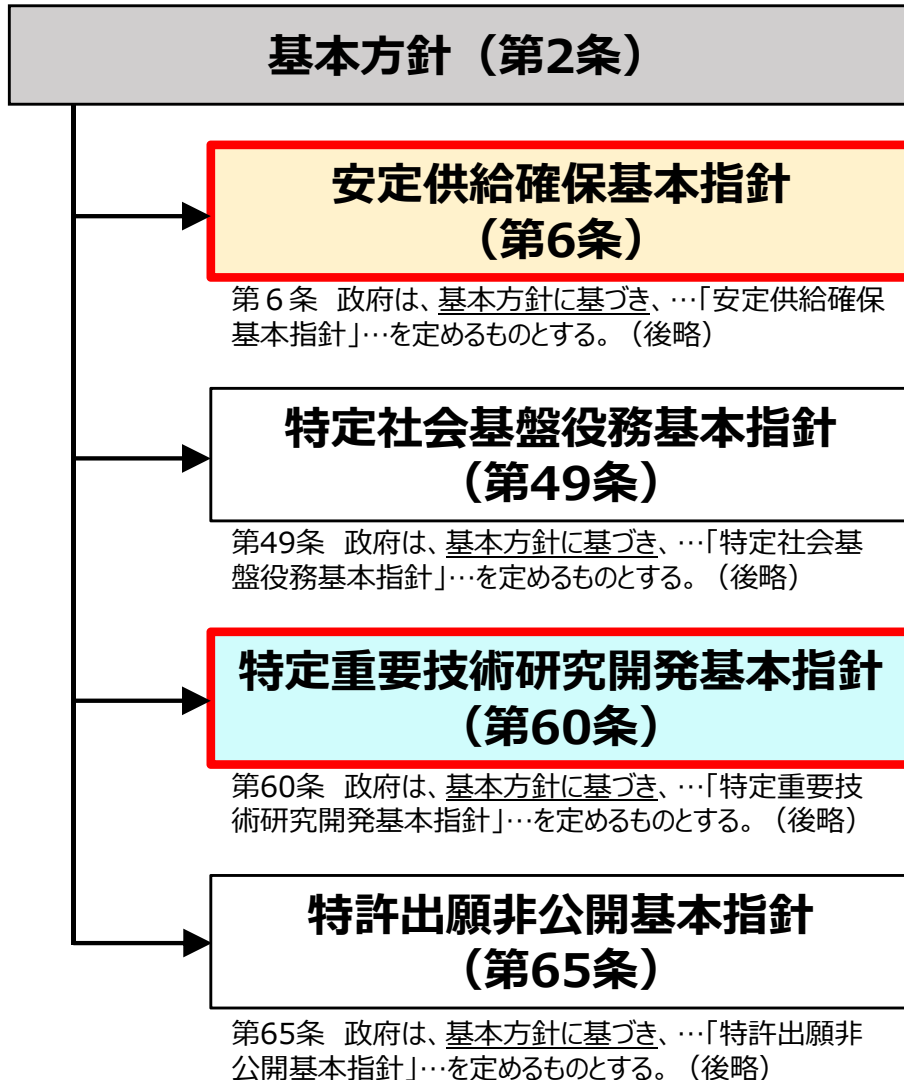
2022年7月25日



経済施策を一体的に講ずることによる 安全保障の確保の推進に関する基本方針

基本方針と4施策に係る基本指針との関係

→ 基本方針は、4施策ごとの各基本指針を定める前提



「経済安全保障推進法」における規定ぶり

- 第2条 政府は、**経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針**を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 **経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な事項**
 - 二 **特定重要物資の安定的な供給の確保及び特定社会基盤役務の安定的な提供の確保並びに特定重要技術の開発支援及び特許出願の非公開に関する経済施策の一体的な実施に関する基本的な事項**
 - 三 **安全保障の確保に関し、総合的かつ効果的に推進すべき経済施策（前号に掲げるものを除く。）に関する基本的な事項**
 - 四 **前三号に掲げるもののほか、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関し必要な事項**
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。



- 本法で創設された**4施策**(※)を**始めとする安全保障を確保するための種々の経済施策**を全体として適切に機能させるため、**これらの施策に通ずる基本的な事項をあらかじめ明示**する。
- これをもって、**4施策ごとの各基本指針を定める前提**とともに、**経済活動を行っている事業者等を始め国民全体の理解と協力にも資することとするものとする。**
- これに基づき、**4施策を含む安全保障の確保に関する経済施策を、総合的かつ効果的に推進する。**

※ 本法第2章～第5章で規定されている、①特定重要物資の安定的な供給の確保、②特定社会基盤役務の安定的な提供の確保、③特定重要技術の開発支援、④特許出願の非公開の4つの施策。

第1章 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な事項

第1節 基本的な考え方

これまでのように**自由で開かれた経済を原則とし、民間活力による経済発展を引き続き指向しつつも**、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に照らして想定される様々なリスクを踏まえ、経済面における安全保障上の一定の課題については、官民の関係の在り方として、**市場や競争に過度に委ねず、政府が支援と規制の両面で一層の関与を行っていくことが必要**である。

第2節 安全保障の確保に関する経済施策の実施に当たって配慮すべき事項

- 安全保障の確保と、事業者等の**自由な経済活動との両立**を図ることが必要。
- **WTO協定等の国際約束の誠実な履行**を妨げることが無いようにする。
- 施策の総合的かつ効果的な推進のためには、**事業者等や地方公共団体の理解と協力が必要**。**事業者等の自発的行動を促進するため、情報共有等に努めるとともに連携**を図ることも必要。

第2章 4施策の一体的な実施に関する基本的な事項

第1節 4施策の一体的な実施に当たっての留意事項

- **国家安全保障局（NSS）**及び本法の実施等を担う**内閣府の経済安全保障推進部局**が相互に協力して、政府全体の見地からの連携を図る観点から、**施策間の一体性・整合性を確保**するよう努める。

第2節 規制措置の実施に当たっての留意事項

- 4施策に含まれる**規制措置は、法第5条に基づき、安全保障の確保に合理的に必要と認められる限度で行う**。

第3節 基本指針及び政省令を定めるに当たっての留意事項

- 基本指針や基本的事項に係る政省令を定める際は、**有識者会議を設置**してその意見を聴取するなど、様々な意見等を適切に考慮。また、規制の対象範囲については、事業者等の**経済活動の自由に配慮**。

第3章 安全保障の確保に関し、総合的かつ効果的に推進すべきその他の経済施策に関する基本的な事項

第1節 重要な産業が抱える脆弱性・強みについての点検・把握

- 国民生活や経済活動を支える重要産業が直面するリスクを安全保障の観点から総点検・評価し、判明した脆弱性の解消及び優位性・不可欠性を獲得等するために、経済安全保障重点課題検討会議において行っている取組を今後も継続し、それを通じて新たに判明した課題に対して、的確に対応措置を講ずる。

第2節 安全保障の確保に関するその他の経済施策の統一的・整合的な実施

- 4施策以外の経済施策のうち、安全保障の確保に資するものを実施する場合も、4施策との連携も考慮するとともに、NSS及び内閣府の経済安全保障推進部局が施策間の一体性・整合性の確保を図りながら、総合的かつ効果的に必要な取組を推進する。

第4章 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関し必要なその他の事項

- 本法について、状況変化を踏まえ、不断に取組状況の検証・評価を行い、それに伴う制度の見直しを適時に行う。本基本方針についても状況変化に応じて見直しを行う。
- 平時から、NSS及び内閣府の経済安全保障推進部局に必要な情報が集約される体制及び両部局から関係行政機関の長に対して必要な情報が提供される体制を構築するとともに、関係行政機関相互の調整が行われるようにする。
- 本法等に関する国民に対する周知・広報及び情報提供を図り、4施策の施行状況についても、国会を含め、国民に公表し、十分な説明を行う必要。
- NSSを司令塔とし、関係行政機関を含めて、これらが相互に協力して安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進する体制を構築・強化する。内閣府に本法の実施等を担う組織を設けるとともに、施策の推進に際し、我が国の安全保障に関する重要事項については、国家安全保障会議での審議を経るものとする。また、情勢の変化に柔軟かつ機動的に対応する観点から、関係行政機関の事務の調整を行う枠組みを整備する。

内閣法（昭和22年法律第5号）（抄）

第16条（略）

2 **国家安全保障局は、次に掲げる事務をつかさどる。**

- 一 第12条第2項第2号から第5号までに掲げる事務のうち**我が国の安全保障**（第21条第3項において「国家安全保障」という。）**に関する外交政策、防衛政策及び経済政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項に関するもの**（危機管理に関するもの並びに内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するものを除く。）
- 二 国家安全保障会議設置法第12条の規定により国家安全保障局が処理することとされた国家安全保障会議の事務
- 三 国家安全保障会議設置法第6条の規定により国家安全保障会議に提供された資料又は情報その他の前二号に掲げる事務に係る資料又は情報を総合して整理する事務

3～7（略）

内閣府設置法（平成11年法律第89号）（抄）

第4条 **内閣府は、前条第1項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務**（内閣官房が行う内閣法第12条第2項第2号に掲げる事務を除く。）**をつかさどる。**

一～三十一（略）

三十二 **経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進のための基本的な政策に関する事項**

2（略）

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十七の七（略）

二十七の八 **経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定重要物資の安定的な供給の確保及び特定社会基盤役務の安定的な提供の確保並びに特定重要技術の開発支援及び特許出願の非公開に関すること並びに安全保障の確保に関する経済施策の総合的かつ効果的な推進に関する事務に関すること。**

二十八～六十二（略）

特定重要物資の安定的な供給の確保に 関する基本指針

第1章 特定重要物資の安定供給確保の基本的な方向に関する事項

制度の運用に当たっては、**民間事業者等**による創意工夫を生かした形で、**その取組を後押ししていくことを基本**とする。

第2章 特定重要物資の安定供給確保に関し、国が実施する施策に関する事項

- ▶ **特定重要物資ごとの特性に応じ**、民間事業者等による生産基盤の整備、供給源の多様化、備蓄、生産技術の導入・開発・改良、代替する物資の開発等の**多様な取組を促進**し、特定重要物資等の**安定供給確保を図る**。
- ▶ 重要な物資の安定供給確保を図る上で、その調達及び供給の現状や**サプライチェーン**の抱える**課題を把握**することは**重要**であり、**不断の情報収集・検証に努める必要**。
- ▶ 物資の生産、輸入又は販売の事業を所管する大臣は、重要な物資のサプライチェーンの状況を把握するため、**必要と認めるときは**、法第48条第1項を活用するなどし、**サプライチェーン調査を実施**するものとする。

サプライチェーン調査の実施

サプライチェーン調査は、民間事業者等の理解を得て調査への協力を求めることを基本とする。そのため、下記の点に留意したうえで実施するものとする。

- ✓ 民間事業者等によるサプライチェーンの把握には一定の限界があることにも留意しつつ、公的統計、業界団体が実施する調査・統計の活用や業界団体へのヒアリング等を通じて、**調査すべき対象範囲、調査内容等を適切に絞り込む**
- ✓ 調査の目的・趣旨、調査の位置づけ等について、**丁寧な説明を実施**
- ✓ 必要に応じて、調査対象となる物資の生産、輸入又は販売の事業に関連する団体への事前説明等を行い、**調査趣旨を広く周知**

第3章 特定重要物資の指定に関する事項

➤ 以下の4要件を全て満たす、特に安定供給確保を図るべき重要な物資に絞り込んで適切に指定する。

要件1	国民の生存に 必要不可欠 又は 広く国民生活又は経済活動が 依拠	国民の生存に直接的な影響が生じる物資をいう。 国民の大多数に普及していたり、様々な産業に組み込まれていたりして、経済合理的な観点からの代替品がない物資をいう。
要件2	外部に過度に依存 又は 外部に過度に依存するおそれ	供給が特定少数国・地域に偏っており、供給途絶等が発生した場合に甚大な影響が生じ得る物資をいう。 社会経済構造の変化や技術革新の動向（メガトレンド）等を踏まえ、我が国が措置を講じなければ将来的な外部依存のリスクの蓋然性が認められる物資をいう。
要件3	外部から行われる行為による供給途絶等の蓋然性	外部から行われる行為により供給途絶等が発生し、国民の生存や国民生活・経済活動に甚大な影響を及ぼす可能性を評価し、その蓋然性が認められること。
要件4	本制度による措置の必要性	要件1～3に加え、本制度による施策が特に必要と認められる場合に指定を行う。 ①他制度による措置が既に講じられている場合には、本制度により措置を講ずる必要性は小さいと判断される。 ②措置を講ずる優先度が高く、特にその必要性が認められる場合としては、例えば、次に掲げる場合が考えられる。 ✓ 国民の生存に必要不可欠、又は基幹的な役割を果たすインフラ機能の維持に与える影響が顕著と考えられる物資のうち、近年、供給途絶等が発生した実績がある、供給途絶等のリスクが高まる傾向がみられるなど、早急に措置を講ずる必要がある場合 ✓ 中長期的な社会経済構造の変化や技術革新の動向（メガトレンド）を踏まえ将来にわたって重要性や成長性が見込まれる場合や、我が国及び諸外国・地域における産業戦略や科学技術戦略の動向等を総合的に勘案し、早急に措置を講ずる必要がある場合

➤ 解除の考え方

安定供給確保のための措置を講ずる必要が小さくなったと考えられる特定重要物資について、将来の社会経済情勢や国際情勢等を見据えて慎重に検討した上で、指定を解除するものとする。

第4章 安定供給確保取組方針を作成する際の基準となるべき事項

特定重要物資を政令で指定したときは、物資所管大臣は、特定重要物資ごとに安定供給確保取組方針において、取組の基本的な方向、主務大臣が実施する施策、支援対象となる取組の内容等について定める。

第5章 特定重要物資の安定供給確保のための取組に必要な資金の調達の円滑化の基本的な方向に関する事項

民間金融機関を補完する範囲内で、ツーステップローン等の資金の調達の円滑化に関する仕組みを措置

第6章 安定供給確保支援業務に関して安定供給確保支援法人（独立行政法人）が果たすべき役割に関する基本的な事項

安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人の指定に当たって満たすべき要件、支援業務の内容及び実施体制等について定める。

第7章 特別の対策を講ずる必要のある特定重要物資の指定に関する基本的な事項

- 「特別の対策を講ずる必要のある特定重要物資」の指定は、民間事業者等による取組では安定供給確保を図ることが困難な場合に限り行うものとする。
- 特別の対策を講ずる必要が小さくなったと考えられるときは、その必要性の有無等を慎重に検討した上で、当該指定を解除するものとする。

第8章 特定重要物資の安定供給確保に当たって配慮すべき基本的な事項

国際約束との整合性の確保・経済活動における人権の尊重等

第9章 その他特定重要物資の安定供給確保に関し必要な事項

特定重要技術の研究開発の促進及び その成果の適切な活用に関する基本指針

「特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針」の概要①

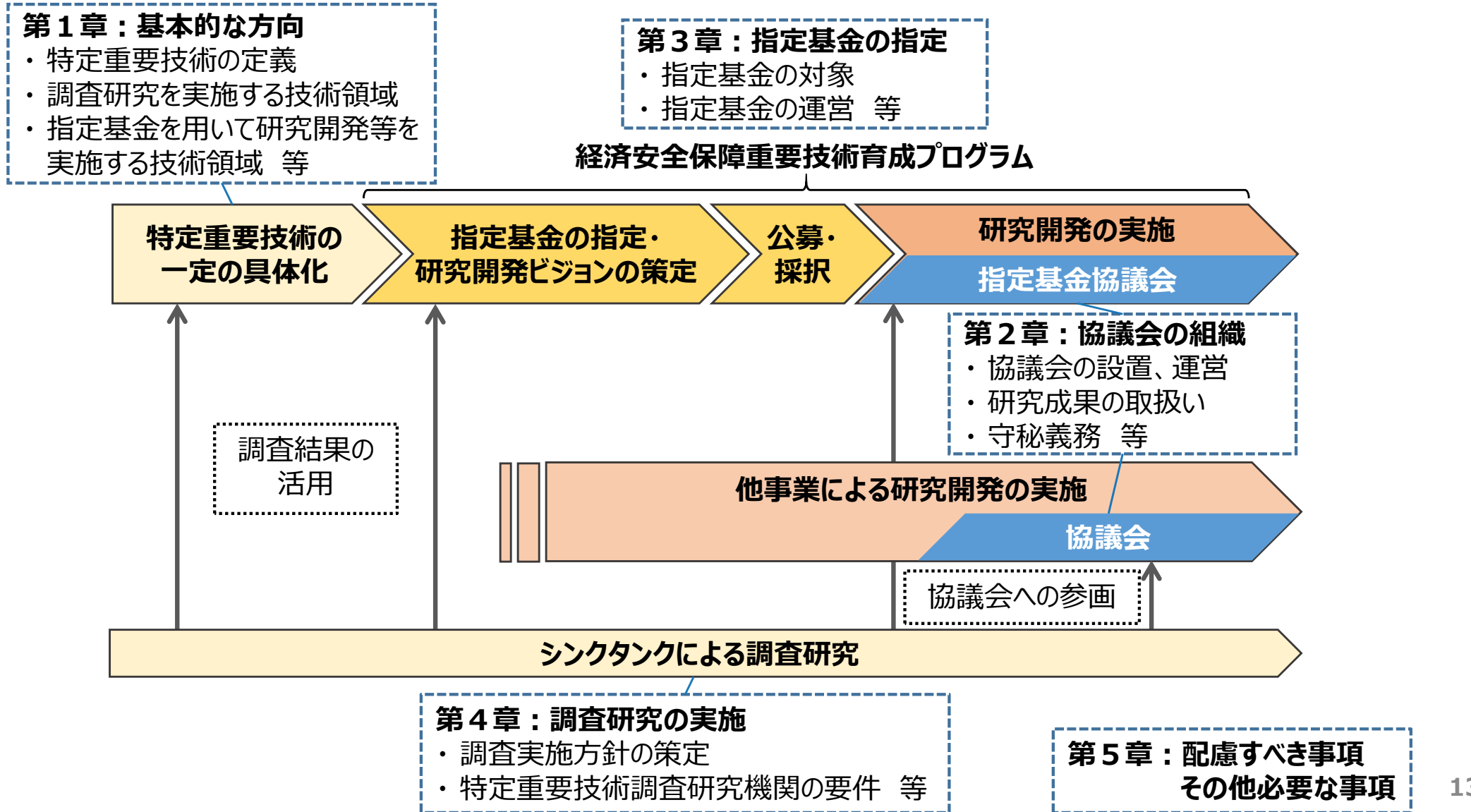
第1章 特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本的な方向に関する事項

第2章 協議会の組織に関する基本的な事項

第3章 指定基金の指定に関する基本的な事項

第4章 調査研究の実施に関する基本的な事項

第5章 特定重要技術の研究開発の促進等に当たって配慮すべき事項その他特定重要技術の研究開発の促進等に関し必要な事項



第1章 特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本的な方向

● 特定重要技術の定義

「先端技術」：「将来の」国民生活及び経済活動の維持にとって重要なものとなり得る先端的な技術

「特定重要技術」：「先端技術」のうち①～③のいずれかに該当するもの（複数該当もあり得る）

①【当該技術を外部に不当に利用された場合】において、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるもの
⇒当該技術の適正な管理が必要

②【当該技術の研究開発に用いられる情報が外部に不当に利用された場合】において、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるもの
⇒研究開発に関する情報の適正な管理や、守秘義務の求めが必要

③【当該技術を用いた物資又は役務を外部に依存することで外部から行われる行為によってこれらを安定的に利用できなくなった場合】において、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるもの
⇒我が国が国際社会における自律性、優位性、ひいては不可欠性を確保・維持する必要

⇒ 特定重要技術の研究開発等を図るため、国は、以下の措置を講ずるよう努める

- 必要な情報の提供：協議会等における、専門的知見など研究開発に有用な情報の提供
- 資金の確保：指定基金を活用した研究開発等の強力な支援
- 人材の養成及び資質の向上：協議会、指定基金、調査研究等を通じた、関連の人材の養成と資質の向上
- その他：協議会等における、成果の適切な活用に関する取組

※ 特定重要技術の性質上、安全保障貿易管理への適切な対応や研究インテグリティの自律的な確保に向けた取組に十分配慮が必要

● 調査研究を実施する技術領域

⇒ 以下の技術領域を参考にしつつ、柔軟に実施

- | | | | |
|--------------------|-------------------|---------------------|-----------------|
| ○バイオ技術 | ○データ科学・分析・蓄積・運用技術 | ○脳コンピュータ・インターフェース技術 | ○海洋関連技術 |
| ○医療・公衆衛生技術（ゲノム学含む） | ○先端エンジニアリング・製造技術 | ○先端エネルギー・蓄エネルギー技術 | ○輸送技術 |
| ○人工知能・機械学習技術 | ○ロボット工学 | ○高度情報通信・ネットワーク技術 | ○極超音速 |
| ○先端コンピューティング技術 | ○量子情報科学 | ○サイバーセキュリティ技術 | ○化学・生物・放射性物質及び核 |
| ○マイクロプロセッサ・半導体技術 | ○先端監視・測位・センサー技術 | ○宇宙関連技術 | ○先端材料科学 |

※令和3・4年度内閣府委託事業における広範囲調査の対象領域

● 指定基金を用いて研究開発等を実施する技術領域

⇒ 経済安全保障重要技術育成プログラムの「研究開発ビジョン」において示される技術

(参考) 経済安全保障重要技術育成プログラムにおける「研究開発ビジョン」

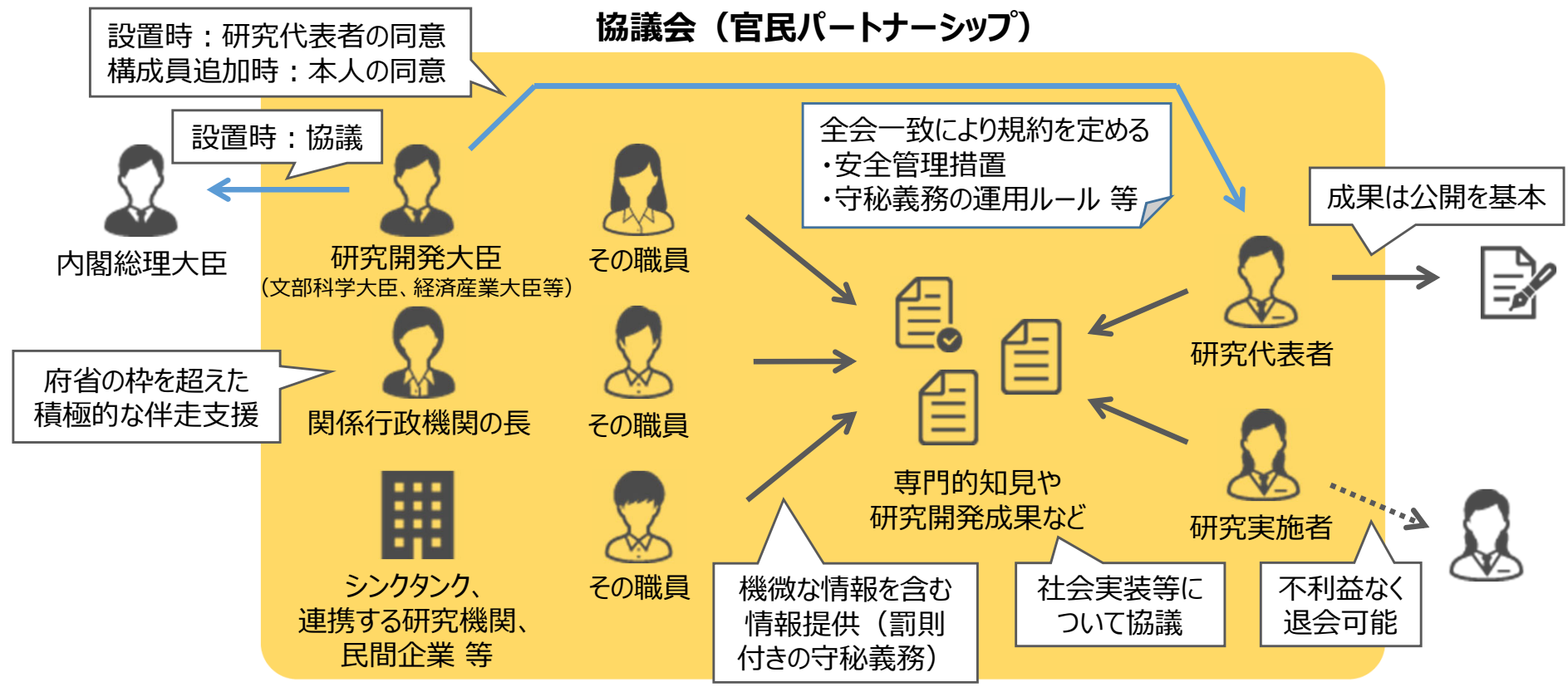
- 中長期的な視点（10年程度）を持ちつつ概ね5年程度のスパンで、**技術の獲得や実証等を目指した研究開発を推進すべき重要技術を示す**。当該ビジョンに示される個々の技術について、各資金配分機関において公募を行う。
- **関係府省・有識者等により構成される「プログラム会議」における検討、国家安全保障会議における経済安全保障会議に係る審議を経て、経済安全保障推進会議及び統合イノベーション戦略推進会議において決定予定。**

研究開発ビジョンのフレームワーク イメージ（経済安全保障重要技術育成プログラムに係るプログラム会議（第1回）資料2-2より抜粋）



第2章 協議会の組織に関する事項

- ✓ 参加者間で機微な情報も含む有用な情報の交換や協議を安心して円滑に行うことのできるパートナーシップを確立
- ✓ 潜在的な社会実装の担い手として想定される関係行政機関等による、組織や産学官の枠を超えた伴走支援を行う



＜協議会設置の要件＞

- ① **国の資金**により行われる**特定重要技術**の研究開発等であること
- ② 研究開発等を**代表する者**として相当と認められる者の**同意**があること
- ③ 協議会の趣旨に鑑み官民の**伴走支援を行うことが適当**と認められること
(情報提供に当たり**適正な安全管理措置**が講じられることなどが前提)

＜研究開発の内容・成果の取扱い＞

- ・**研究成果は公開を基本**。とりわけ論文等は、守秘義務の対象となる情報を除き、公開されるべき
- ・**公的分野での活用が一定程度見込まれる段階に至った時点で**、公開により支障が生じる場合には、**例外的に、協議会での合意を踏まえ一定の情報をノウハウとして管理**するなどの対応

＜守秘義務＞

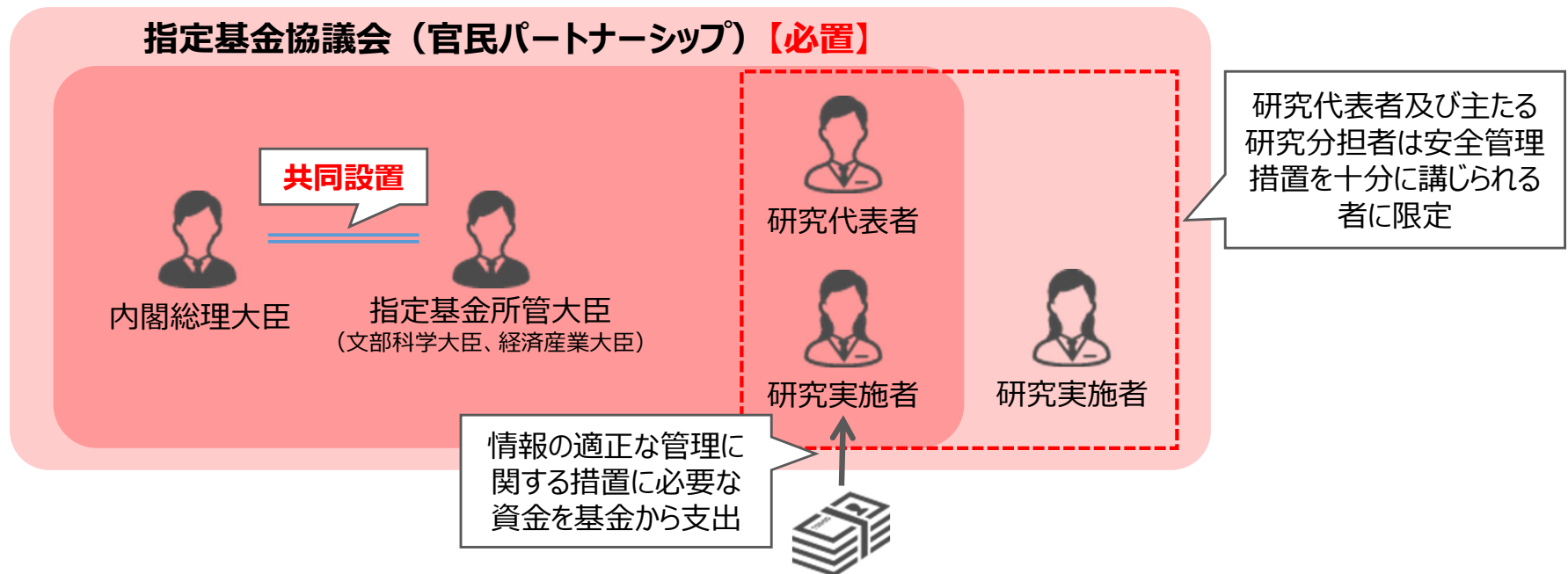
- ・**守秘義務の対象**は「協議会の事務に関して**知り得た秘密**」であり、**当該情報が直接了知されない限り**、研究者が自ら生み出した**研究成果は対象外**
- ・懸念用途への転用があり得る等、**例外的に研究成果を非公開とする要請**がなされた場合、**全ての協議会参加者が納得する形で速やかに結論を出す**
- ・守秘義務の対象となる情報の**範囲・期間等**は情報提供者が**明確化**。その上で**実質秘に限定**される

第3章 指定基金の指定に関する基本的な事項

- ✓ 特定重要技術の研究開発の促進と成果の活用のため、政府がリスクを取って投資を行い、知見を有する民間企業・大学等との官民連携の下、研究実施者にとっても潜在的な社会実装の担い手にとっても、より効率的・効果的な研究開発が進むように関係者が一丸となって研究開発を強力に推進
- **指定基金の指定**： 経済安全保障重要技術育成プログラム（経済安全保障重要技術育成基金） ※R3補正2500億円
- **指定基金の運営**
 - 関係行政機関は、指定基金協議会を通じた有用な情報の提供や社会実装に向けた検討等、積極的に伴走支援を行う
 - 指定基金協議会は必置であることから、情報の適正な管理等が確保される必要
 - ⇒ 研究代表者及び主たる研究分担者は情報の安全管理措置を十分に講じられる者に限定
 - ⇒ 安全保障貿易管理に関する取組や研究インテグリティとして求められる取組についても明記
 - ⇒ 構成員たる研究者が実施する情報の適正な管理に関する措置については、必要な資金を指定基金から支出

経済安全保障重要技術育成プログラム（= 指定基金）

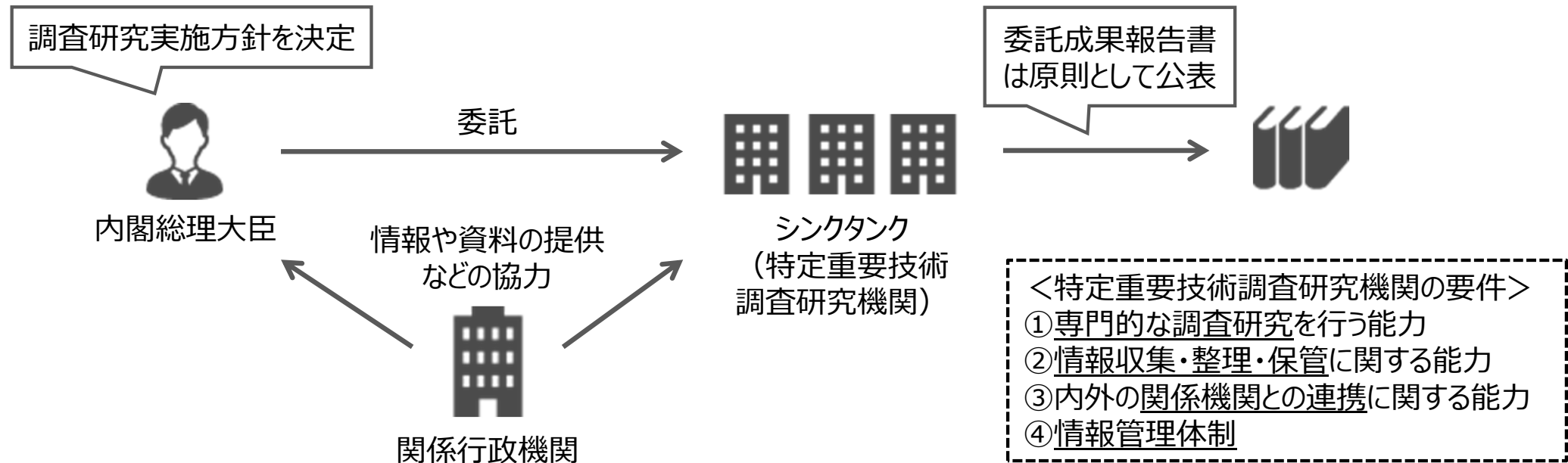
指定基金協議会（官民パートナーシップ）【必置】



第4章 調査研究の実施に関する基本的な事項

- ✓ 内外の社会経済情勢や最新の科学・技術に関する知見を糾合し、将来の国民生活及び経済活動の維持にとって重要なものとなり得る先端的な技術等について調査研究を行う

● 調査研究の実施



第5章 特定重要技術の研究開発の促進等に当たって配慮すべき事項その他必要な事項

● 配慮すべき事項その他必要な事項

- 科学技術・イノベーション基本計画や統合イノベーション戦略2022、各分野の戦略に基づく施策との整合性を確保
- 協議会や指定基金協議会、指定基金等を通じて特定重要技術の研究開発を担う人材を養成
- シンクタンクや大学等の能力を活用し、先端的な重要技術を巡る国内外の情勢や研究開発動向等に関して高度な知見を有する人材を中・長期的に確保・育成

(参考) 特定重要技術の概念整理

調査研究を実施する技術領域

以下の技術領域を参考にしつつ、柔軟に実施

- バイオ技術
- 医療・公衆衛生技術（ゲノム学含む）
- 人工知能・機械学習技術
- 先端コンピューティング技術
- マイクロプロセッサ・半導体技術
- データ科学・分析・蓄積・運用技術
- 先端エンジニアリング・製造技術
- ロボット工学
- 量子情報科学
- 先端監視・測位・センサー技術
- 脳コンピュータ・インターフェース技術
- 先端エネルギー・蓄エネルギー技術
- 高度情報通信・ネットワーク技術
- サイバーセキュリティ技術
- 宇宙関連技術
- 海洋関連技術
- 輸送技術
- 極超音速
- 化学・生物・放射性物質及び核
- 先端材料科学

※令和3・4年度内閣府委託事業における広範囲調査の対象領域

「特定重要技術」= 協議会の組織が可能となる技術領域 (法61条の定義に該当する技術)

先端的技術のうち、①～③のいずれか（複数もあり得る）において、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるもの

- ①当該技術を外部に不当に利用された場合
- ②当該技術の研究開発に用いられる情報が外部に不当に利用された場合
- ③当該技術を用いた物資又は役務を外部に依存することで外部から行われる行為によってこれらを安定的に利用できなくなった場合

指定基金を用いて研究開発等を実施する技術領域 (特に優先して育成すべきもの)

経済安全保障重要技術育成プログラムの
研究開発ビジョン（別添）において示される技術